

平成七年政令第四百十六号
高齢社会対策会議令

内閣は、高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第十六条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条

会長は、会務を総理する。
（会長）

第二条

会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第三条

高齢社会対策会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

第四条

前二条に定めるもののほか、議事の手続その他高齢社会対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が高齢社会対策会議に諮つて定める。

第五条

この政令は、高齢社会対策基本法の施行の日（平成七年十二月十六日）から施行する。

第六条

附 則（平成九年四月一日政令第一二〇号）抄

第七条

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

第八条

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）抄

第九条

（施行期日）
この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。